

令和2年度 ESG 地域金融促進事業

公募要領

令和2年4月

ESG 地域金融促進事業事務局

目 次

1. 事業の目的について.....	3
2. ESG 地域金融に関する支援について.....	4
3. 募集内容・対象者について	6
4. 応募書類の提出について	7
5. 審査・選定および結果通知について.....	8
6. 事業実施について	9

1. 事業の目的について

近年、パリ協定やSDGsから発せられる長期的な様々なシグナルを大きな背景として、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）、すなわち持続可能性を巡るESG課題を考慮した資金の流れが、世界的にかつ急速に広がってきています。

パリ協定が発効され、世界は脱炭素社会に向けて動き出していることを踏まえると、我が国も公的資金だけでなく民間資金も導入し、年金資産や預金といった国民の資金を、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組へと導くような動きを広めていかなければなりません。我が国における金融市場の環境配慮への取組は十分に進んでいるとはいえません。

特に間接金融においては、経営として環境金融に取り組んでいる銀行は一部にとどまり、今後、地域において環境金融が広がることによって、環境と経済の両方の観点から地域の持続可能性が高まっていくことが期待されます。

このため、地域金融機関には、地域の特性に応じたESG要素に考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援（ESG地域金融）が期待され、また地方自治体等と連携しながら、ビジネスにつながる可能性をもった地域のESG課題を積極的に掘り起こし、ファイナンスに関する豊富なノウハウを活かして、その新たな事業構築に関与・協力していくことが求められます。

平成30年度、環境省では「ESG地域金融の先行事例調査に関する検討会」を開催し、環境・社会へのインパクトをもたらす事業に対する地域金融の先行事例を調査・整理、また、地域金融機関がESG要素を考慮した取組先の支援のあり方をまとめた『事例から学ぶESG地域金融のあり方』を公表しました。

さらに令和元年度には、「地域におけるESG金融促進事業」を実施し、それらを通じて得られた経験と成果をもとに、地域金融機関がESG地域金融に取り組むための手引きとして『ESG地域金融実践ガイド』をとりまとめました。

本事業は、昨年度に引き続き、地域金融機関に対して、地域課題に関わる事業の掘り起こしや、ESG要素を考慮した金融機関の取組に関する支援を行います。

2. ESG 地域金融に関する支援について

(1) 支援内容

ESG 地域金融に関わる支援内容は、以下の3つに分かれています。

① 地域課題や地域資源の特定及び掘り起し

地域における持続可能な社会・経済づくりをさらに拡大するため、地域課題や地域資源の特定及びその課題解決や資源の活用につながるビジネスの組成に向けた支援を行います。

支援内容は、地域課題や地域資源の特定、課題解決に向けた施策及び事業アイデアの検討、自治体等との連携を含めた事業主体・事業体制の構築支援を行います。支援においては、地域課題の解決や地域資源の活用に向けた、金融機関の組織として ESG 要素を考慮した取組についての仕組み化の検討も支援します。

② 重点分野（基幹産業等）を対象に ESG 要素を考慮した取組の実践

地域金融機関にとっての重点分野を対象とした ESG 要素を考慮した取組の実践に向けた支援を行います。

支援内容は、対象産業に属する取引先企業の持続可能性及び企業価値向上につなげるための事業性評価及び事業性評価に基づく本業支援内容等の検討の支援を行います。支援においては、その取組を継続及び横展開できるような仕組みづくりの検討も支援します。

③ ESG 要素を考慮した取組の理解促進

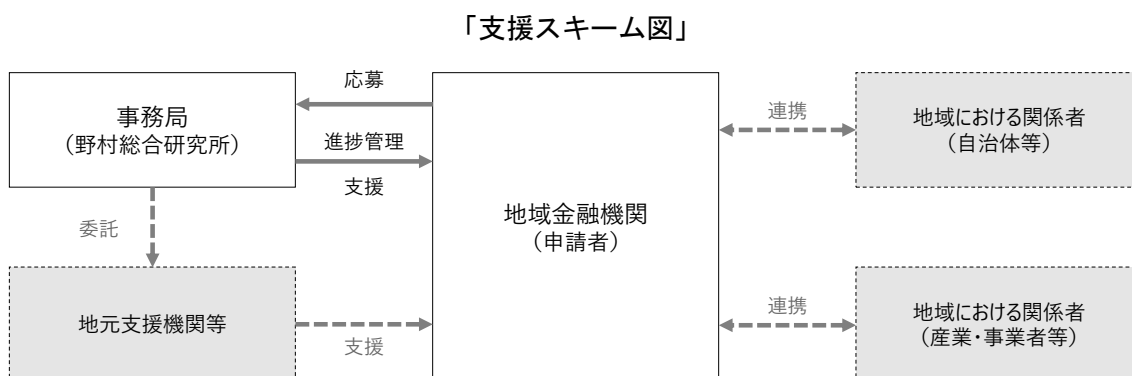
地域金融機関の既存取引先を対象に、企業価値向上に向けた ESG 要素を考慮した事業性評価、本業支援を実践し、組織内で仕組み化を行っていくために必要な要素や取組内容を抽出するための支援を行います。

支援内容は、既存取引先の事業における環境要素の抽出、各種調査、リスク・機会の分析、地方創生・地域貢献等の波及効果（インパクト）分析に関わる検討を通じて、組織として ESG 要素を考慮した取組の仕組み化に向けた検討も支援します。

※本公募による支援とは別に、(A) 経営層ダイアログおよび (B) 勉強会を実施する予定であり、任意でいずれの活動にも参加することができます。（現時点では、時期や内容等は未定ですが、申請書において関心度合いや希望内容などを記載いただきます。関心度合いや希望内容については、本事業の採択には一切影響を及ぼしません。）

(2) 支援スキーム

支援スキームとしては、事務局が各支援先機関の活動に関する進捗管理や支援等を担当します。なお、支援先機関が、各地域の事業や課題、ネットワーク等に精通した地元支援団体等からの支援を希望する場合は、事務局が地元支援団体等に支援の業務委託あるいは外注を行うことが可能です（支援に係る経費は事務局負担）。



(3) 申請内容

本事業への申請内容については、2. (1) 支援内容で示した①～③の項目のうち、いずれかでも複数の内容に関わる取組でも、事業期間内や予算内であれば申請できます。応募申請書（様式1）に従って具体的に記載してください。主な項目は以下のとおりです。

【主な記載項目】

- ・ 申請事業の名称とテーマ分類
- ・ 地域課題/重点分野の概要
- ・ ESG 地域金融の取組状況
- ・ 申請事業の概要
- ・ 実施体制
- ・ 経費内訳：地元支援団体による支援を希望する場合
- ・ 経営層ダイアログおよび勉強会への参加意向

3. 募集内容・対象者について

(1) 募集内容

件名	ESG 地域金融促進事業
募集期間	令和2年4月24日～6月9日
募集形式	公募
事業期間	契約等の締結後～令和3年2月28日
対象件数	8件程度を選定する予定
費用負担	・ 本事業の活動に伴う各地域金融機関の各種経費は自己負担 ・ ただし、地元支援団体等からの支援を受ける場合、1支援機関あたりの予算上限は800万円/件（税込）

なお、対象件数が予定数に満たない場合、令和2年6～8月を目処に二次公募を行う予定です。

(2) 応募要件

次の①から④の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 銀行法に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫または中小企業等協同組合法若しくは協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用組合等の地域金融機関であること。
- ② 地域課題の解決に ESG 金融を実践して取り組む意志を有している。あるいは、ESG 要素を考慮した取組の実践及び仕組み化等により、課題解決へ向けて取り組む意志があること。
- ③ 申請書に記載した申請内容等について、事務局による問い合わせやヒアリング等に対応できること。
- ④ 次のいずれにも該当しないものであること。
 - 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑤ その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。

4. 応募書類の提出について

(1) 応募受付期間

受付期間 令和2年4月24日（金）～6月9日（火）【17:00 必着】

受付時間 10:00～12:00 13:00～17:00／月曜～金曜

受付時間外や締切を過ぎての提出は受け付けません。

(2) 提出先、問い合わせ先

応募書類はメールにて事務局に提出してください。メール件名は「ESG 地域金融促進事業 応募書類」としてください。また、メールでの送付が実際にされているかを確認するために、事務局からの返信がない場合は、お手数ですが、下記電話番号に一報ください。

なお、郵送やファックスで応募書類の提出は受け付けません。

<事務局>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 金融コンサルティング部内

ESG 地域金融促進事業事務局

TEL : 03-5877-7357

電子メール : 2020-esg-rb-koubo@nr i. co. jp

(3) 提出書類

① 応募に必要な書類

以下の書類を提出してください。

	書類名
提出書類	<input type="checkbox"/> 応募申請書類
	<input type="checkbox"/> 関係者の概要確認のための URL (地元支援団体、対象事業主体等を含む)

5. 審査・選定および結果通知について

(1) 審査・選定の方法

提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうかを審査します。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

次の評価項目を踏まえて各申請内容を総合的に評価し、ESG 地域課題の内容や地域バランス等を勘案しつつ、支援先機関を選定します。（審査及び審査内容は非公開）

【評価項目】

- ・ 地域課題・地域資源/重点分野を把握しているか（環境要素があると望ましい）
- ・ 地域の課題解決に取り組む理由・意志が明確であるか
- ・ 組織としての ESG 地域金融への取組強化、仕組みづくりにつながるか
- ・ 成果目標を達成できる実施体制となっているか
- ・ 適切な経費（内容および金額）となっているか

(2) 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての公募申請者に速やかに通知します。また、選定した支援先機関については、応募申請者名および事業名等を公表します。

(3) その他

応募書類の取扱いは厳重に行い、本事業のみで活用する。なお、機密保持の観点から応募申請者の了解なしには応募書類の内容等は一切公表しません。

6. 事業実施について

(1) 契約等の締結

事業実施にあたっては、支援先機関と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。また、地元支援団体等からの支援を受ける場合は、地元支援団体等と事務局の間で業務委託あるいは外注等に関わる契約を行います。

(2) 意見交換会への参加【必須】

外部有識者および支援先機関、自治体関係者等で構成する意見交換会を東京都内に最大4回程度開催します。意見交換会では、支援先機関の取組傾向や進捗状況に対する有識者等からのアドバイス及び支援先機関同士の意見交換による知見や情報共有を主な目的として行う予定です。現時点では、次のように計画しています。

【実施時期（予定）】

- 第1回（令和2年8月頃）：個別事業の進捗報告会1
- 第2回（令和2年11月頃）：個別事業の進捗報告会2
- 第3回（令和3年1月頃）：最終報告（ESG地域金融促進事業全般のとりまとめについて）

なお、個別事業に関する機密事項に触れることも想定されるため、支援先機関の参加形式や資料内容等については、協議の上で決定します。

(3) 経営層ダイアログおよび勉強会への参加【任意】

本公募事業以外にも、ESG地域金融の促進支援策として、地域金融関係者等を交えた（A）経営層ダイアログと、支援先機関を対象とする（B）勉強会をそれぞれ最大8回程度開催します。

- （A）経営層ダイアログ：外部有識者や地域金融関係者などを交えた会合を地域別（各1回）に開催し、ESG地域金融に関する意見交換、議論等を行います。
- （B）勉強会：各支援先機関の要望を踏まえ、ESGやSDGsに関わる国内外の動向、ESG地域金融の考え方や実践方法等に関する勉強会（各1回）を実施します。

これらの支援策への参加は任意であり、本事業の採択には一切影響はありませんが、開催場所や時期、内容などは参加意向のある各支援先機関を優先します。

(4) 情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、意見交換会等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

ただし、ESG 地域金融の促進のために広く地域金融機関に役立ててもらうために作成する、本年度事業のとりまとめ資料については、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し、公開します。